

令和元年第8回農業委員会総会議事録

令和元年8月9日（金）第8回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
2番	清原 保	3番	大原 砂利	4番	三上 雄二
		6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
8番	神山 順一	9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
11番	藤本 彰	12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番	奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番	仲田 清志				

推進委員 8人

1番	小西 堅	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹
6番	長岡 保義	7番	後藤 保夫
8番	井上 光男	10番	奥津 忠和

欠席委員 3人

5番	谷川内 茂	推2番	山本 計博	推9番	鈴江 寛
----	-------	-----	-------	-----	------

議事	議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第39号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第40号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項		農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
		法務局照会について
		完了届について
		利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	竹村 陽子
	主幹	藤井 和昭
	主査	滝口 良樹

(開会時刻 午前9時30分)

藤井主幹	<p>それでは、新見市農業委員会第8回総会を開催致します。</p> <p>本日の出席は25名、欠席は5番谷川内委員、推進2番山本委員、推進9番鈴江委員です。</p> <p>それでは逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましてご苦勞様です。</p> <p>(中略)</p> <p>本日もよろしくお願ひ致します。</p>
藤井主幹	<p>ありがとうございました。続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。</p> <p>今回は9番川上委員に先導をお願ひ致します。</p>
川上委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
藤井主幹	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお願ひ致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。</p> <p>本日議事録署名委員は3番大原委員、4番三上委員にお願ひ致します。</p> <p>続いて、日程2「議事」に入ります。</p> <p>議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今月は農地法第3条の申請が1件ありました。現地調査を7月24日に行いました。場所は哲西町大野部、現況地目は畑、贈与により所有権移転するということです。作物は野菜、作業従事者は2名となっております。</p> <p>第3条2項各号の該当状況ですが、1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思われ</p> <p>ます。2号ですが譲受人は個人であり該当致しません。3号も信託ではないので該当致しません。4号「農作業常時従事」ですが譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為、該当致しません。5号の下限面積ですが当該地区の0.1aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、空き家に附随した農地を無償で譲り受けるものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、この所有権移転については、申請書類は揃って</p>

	<p>おり、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また、空き家に付随した農地を贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
三上委員	<p>8月6日に谷川内委員、私と申請人とで現地調査いたしました。場所は国道182号線、●●駅の手前、182号線から分かれて南へ6Km行った所の県道、●●に抜ける狭い県道沿いで、●●●●のすぐ隣に家があり、裏が該当の畑です。今ならまだ耕作できる状態です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第37号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回、5条の申請は7件です。現地確認は7月24日に行いました。1番の申請地は高尾、現況地目が畑2筆、転用目的は物置用地です。転用理由は、譲受人が経営する●●●●●●の物置用地として利用するという事です。契約の種類は、贈与による所有権移転で、工事期間は許可日から6ヶ月以内です。建ぺい率は26.12%です。この申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地です。このたび、申請地を譲り受けて譲受人が経営している●●●●●●の物置用地として利用するもので農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺も住宅用地で他への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成及び建築費は記載の通りで全て自己資金であります。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>

倉脇委員	<p>8月7日に眞壁委員と溝尾委員と私とで現地調査いたしました。場所は●●●●から姫新線の踏切に向かって、踏切の手前を右に下りた所で、今は耕作されず、草刈りもされていない場所でした。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第38号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて2番、3番は関連がありますので一緒に事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番、3番合わせて説明させていただきます。2番、場所は唐松で、現況地目は畑、転用目的は墓地で、転用理由は現在の墓地は不便で危険な場所にあるため、安全な場所へ移設するという事です。契約の種類は贈与による所有権の移転で、工事期間は許可日から3ヶ月です。3番は2番の用地に隣接しており、現況地目は畑、転用目的は進入路で、理由は墓地の進入路として利用するという事です。契約の種類、工事期間等、先程と同じです。この申請地ですが、農振農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地、第3種農地のいずれの条件にも該当しない農地で第2種農地と考えます。現在の墓地は自宅から離れた山中の危険な場所にあつて十分管理ができないため、便利で安全な場所に移転するもので、申請地以外に適切な場所はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。又、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成費及び墓石設置費は記載の通りで、全て自己資金であります。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>8月3日に会長と三輪委員と私で現地調査いたしました。場所は唐松の●●●●に入って、旧道に突き当たった十字路の手前、約150mの右側の場所で小さい農舎が3つ建っています。この譲渡人と譲受人は兄弟であり譲渡人は結婚されており、そして、昔の家に住みこの田を守っておられます。</p>

川上委員	それは前回の案件の個人住宅の建設工事です。
会長	ほかにご意見、ご質問はありますか。議案第38号4番、5番、6番に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて7番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	7番については7月24日に確認しました。場所は哲西町畑木、現況地目が畑、転用目的は住宅用地です。転用理由は現在の住宅が手狭なので息子家族の住宅を新築するということです。契約の種類は、贈与による所有権移転で、工事期間は許可日から1年以内です。建ぺい率は23.10%です。この申請地は甲種農地・第1種農地、第3種農地のいずれの条件にも該当しない農地で第2種農地と考えます。現在、譲受人は親と同居していますが、家族が増え手狭となったため、近隣の申請地に住宅を新築するものであり、所有する土地で申請地以外に適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。又、被害防除計画も適正であり、周辺農地に影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成及び建築費は記載の通りで一部自己資金で残りは借入金であります。
会長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
三上委員	確認日が8月6日、谷川内委員、奥津委員と私とで調査しました。事前に谷川内委員が譲渡人と面談をされておりました。場所は●●●●●号線を●●●の方に向かっていくと●手前1kmに●●●●●があります。そこを入ってすぐ左の道を300mほど行くと道沿い右手に譲渡人の現在同居している住宅があります。その奥側に申請地があります。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございますか。
仲田委員	今言われたのは、畑木から●●●●●線の方に入るバイパスですか。
三上委員	違います。現在は国道●●●号線になっていますが、●●●●●の旧道は通らず、まっすぐ行くと正面に●●●●●●●●●●があり、その交差点を過ぎたら●●●●●に入る道があり、そこを入ってすぐ右に集落があり、そ

	この●●●●●●●●という看板が見えるところです。
仲田委員	●●●●●●●●線の●●の交差点を20m行くと、太陽光があったのですが、そこは問題ないのですか。
三上委員	私も気がつき地権者に確認したところ、そこは畑や田ではなく、雑種地、原野になっていると言われました。
会 長	ほかにご意見、質問等ございませんか。議案第38号7番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。なお、7件いずれも面積が30a以下のため県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。 (全員承諾)
会 長	続きまして議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回、新規の貸付が2件出ております。 (議案第39号1番、2番を資料により朗読説明) 新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。
井上委員	1番、8月2日に橋本委員と私とで現地確認をしました。場所は●●●●●●●●の●●●●●●●●に近い場所で、市バスの●●の車庫があります。そこから150m程入った道路の右側で、家がある道を挟んであります。
奥津委員	2番、8月6日に谷川内委員、三上委員と私とで現地確認をしました。場所は182号の●●●●●●●●から300mくらい行ったところに●●●●●●●●があり、そこを右に曲がり●●地区の方へ500m行った道路のすぐそばでした。特に、問題はありませんでした。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問

	<p>はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第 39 号新規の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定の貸付が 3 番～ 10 番の 8 件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続であり問題ないと思われます。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりましたが、関係地区委員より補足説明はありますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>ないようですので、再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>再設定ですが、契約の種類で有償が多いのですが、あの辺りは●●さんぐらいしかされる方がおられないと聞いたのですが、もうそろそろ無償という話も出ないかなと思ひまして質問しました。</p>
会 長	<p>農業委員会としてそのような仲介をすることはできません。</p> <p>ほかにご意見ご質問等ございませんので、議案第 39 号再設定の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第 40 号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回 1 件あります。7 月 22 日に確認を行いました。場所は土橋、現況地目は原野、理由は長年耕作しておらず原野となっているというものです。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明をお願いします。
藤本委員	今朝、清原委員、神山委員と私とで現地確認しました。長年耕作しておらずとなっておりますが、見た感じではまだ草が生えている状態で草刈りをしたら畑に戻る現況でしたので、ここで原野と認めるのは無理ではないかというのが3人の意見です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	事務局は確認に行かれましたか。
小川局長	事前に農業委員さんとも協議をしまして、私の判断では現況としては草が生えていたので、原野か農地かの判断がしにくい状況ではありました。
藤本委員	長年となっておりますが、そこは以前、申請者の父親が桃を植えており、亡くなってから木を切り、畑としてはまだ十分に利用できます。
会 長	その後、何か植えておられたのですか。
藤本委員	ずいき芋を1年くらい植えてありました。
会 長	そのほかにご意見、ご質問ございませんか。なければ、議案第40号については農地ということで認定を認めないということによろしいですか。
	(全員承諾)
会 長	議案第40号については認定しないと決定致します。 ここで10分間休憩を取ります。(10:10~10:20)
会 長	時間がまいりましたので再開します。続いて報告事項をお願いします。農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は3件出ています。1番、確認を7月18日に行っています。場所は上熊谷、現況地目は畑、転用目的はKDDI携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るためです。契約の種類は賃貸借権の設定で、工事期間は令和元年10月1日から令和元年

	<p>1 1月30日です。続いて2番、確認を7月18日に行っています。場所は哲多町矢戸、現況地目は田、転用目的、理由、契約の種類は1番と同様です。工事期間は令和元年9月1日から令和元年10月30日です。3番、確認は7月18日、場所は哲西町大野部、現況地目は田、転用目的、理由、契約の種類は契約の種類は同様に、工事期間は令和元年10月1日から令和元年10月25日です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より説明をお願いします。</p>
谷岡代理	<p>1番の確認を8月4日に行いました。場所は熊谷の●●●●の手前に●●●●がありそこを右に3km入った所にアンテナを建てるということです。</p>
奥山委員	<p>2番の確認を8月4日に川上委員、鈴江委員と私とで行いました。場所は●●●●●から北に1km行った所で目印の赤い杭がありました。</p>
三上委員	<p>3番の確認を8月6日に谷川内委員、奥津委員と私とで行いました。場所は●●の手前から●●●●●●線に入り1km行き三叉路がありその真ん中の●●●●●●を行くと●●●●●●という集落があり、その峠を越えてすぐの場所でした。杭が打ってありました。</p>
会 長	<p>続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回は4件出ています。1番の確認を6月21日に行っています。場所は下熊谷、現況地目は宅地、理由は昭和54年頃に建物が建てられ、宅地として利用しているというものです。2番は1番に隣接している土地です。理由は先ほどと同じです。3番は7月5日に確認を行っています。場所は菅生、現況地目は原野3筆、理由は長年耕作しておらず、原野となっているというものです。4番、7月5日に確認を行っています。場所は足立、現況地目は雑種地、理由は平成5年頃から耕作しておらず、雑種地となっているというものです。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より確認日の報告と補足説明があればお願いします。</p>
谷岡代理	<p>確認を8月4日に行いました。場所は熊谷の●●●●を左に300m入った所に家を建てられていました。2番も同じ所です。3番は7月に事務局と確認に行ったのですが、再確認日が8月4日です。長年、耕作しておらず原野となっていました。田も畑も作れない状態でした。</p>

大原委員	4番の確認を7月6日、仲田委員、橋本委員、井上委員と私とで調査しました。場所は●●●●●●の東隣で雑種地となっていました。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回、完了届は11件出ています。 (1番～11番を資料により朗読説明) このうち半数は先月の農地パトロールのおかげで完了届が提出されています。
会 長	この件について関係地区委員より確認日と完了状況の報告をお願いします。
倉脇委員	1番、8月7日に確認しました。お墓ができていました。
藤澤委員	2番、3番とも8月3日に確認しました。申請通りできていました。
神山委員	4番、5番 8月8日に確認しました。両方とも立派なものできていました。
谷岡代理	6番、8月8日に確認しました。申請通りできていました。
久保木委員	7番、8番、8月7日に確認しました。できていました。8番の仮設道路は鉄板を敷いてあったものを撤去してありました。
山田委員	9番、8月5日に確認しました。
奥山委員	10番、8月4日に確認しました。できていました。
三上委員	11番、8月6日に確認しました。再三お願いして、今回用紙もお渡ししたので提出して頂きました。
会 長	続いて利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権設定の中途解約が10件出ています。 (1番～10番を資料により朗読説明)
会 長	この件について関係地区委員より説明をお願いします。

小西委員	1 番から 3 番、8 月 4 日に現地確認しました。荒れた状態でした。
三輪委員	4 番から 10 番に 8 月 3 日に、会長、藤澤委員と私とで現地確認しました。4 番から 9 番の場所は唐松で、現在は水稻がありました。10 番は●●の山の上の茶畑です。
会 長	<p>続きまして日程 3 協議事項に入ります。</p> <p>先般の農地パトロールの状況報告を簡単をお願いします。1 班から順にお願いします。</p>
眞壁委員	<p>最初に上市の●●●●の埋立地で資材置き場予定地を調査しました。ここは 2 ヶ月前に完了しており事務所に行き、早く完了届を提出するように要請したのですが、未だに出ていません。次は、今年の豪雨の被災地で坂本の●●●を調査しました。砂防ダムが造られかけているのですが、農地についてはまだ手がつけられていませんでした。次は千屋の●●の被災地ですが水田については、ほぼ復旧工事が完了していました。次は菅生の●●●の被災地ですが、全く手つかずでした。次は菅生の●●●ですが一部復旧工事がなされていました。</p>
藤澤委員	<p>まず、今年の豪雨により田が流れている●●地区を見て回りました。水害の田の復旧をされている所とされていない所がありました。されていない所はもうこれからは田んぼが作れないということでそのままの状態であり、面積的にも半分以上は復旧しているようですが、その他は砂の入ったままの状態でした。それから●●に回りましたが、その被災地は全て復旧が終わり水稻が作付けされていました。それから、豊永の●●に行き、よい機会と考え、現地が原野か否かの判定を皆さんとし原野との判断で一致してそこを後にしました。それから、市が開墾した葡萄園に入られた新規就農の方の見学をしました。全体をみても耕作放棄地はますます増えてくるのではないかと感じ、不法投棄は目には映りませんでした。</p>
久保木委員	<p>まず、●●●●●の熊谷の●●●が上に通っている所を右に入り●●●●地区に行きました。道路のすぐ下で小規模な構造改善をしているのですが、2 年前までは作っていたのですが、高齢で作れないということで中間管理機構にお願いしたが耕作者がいないということで、1 枚 5 a くらいの田が並んでいます。場所的には便利は良いのですが山奥ということで耕作されていませんでした。それから、大佐田治部の方に出て、●●●●●から 300 m ほど●●寄りを左に行き●●との境界、●●●●集落を見ました。今年の豪雨で橋が流れ、土石が田んぼに 3 反ほど流れ埋まっていま</p>

した。地主の方からも話を聞きました。災害指定で助成が頂ければ現況復旧したいと耕作には意欲はありました。それから、下に出て大佐の一番南、●●●ダムから2, 3 km上流を見ました。護岸の小阪部川のへりで大水で土石が流れ3, 4反ほど、川縁が埋まっていました。ここは市が借り受けて災害残土を埋める計画があるようです。それから上にあがり●●●の下側、1反ほどが荒れていました。ここは耕作者が亡くなり息子は都会に出ており耕作放棄地になっており、ここも市が借り受けて残土置き場にするとのことでした。それからずっと上にあがり、●●●、昨年も見ましたがかなり草、雑木が茂っていました。それから、●●●集落に入り、ここは昨年の豪雨で井手が300mほど流れ、耕作面積にして約7町、休耕田を入れると10町近くが全く耕作されていません。井手の復旧を話していますがこの度、水利権を放棄する方もおられ、話も困難ということです。できるだけ復旧に向けて努力するとの話を地区代表の方としました。全体的には耕作放棄地が増えています。

仲田委員

最初に完了届未提出の箇所を見て回りました。全体的にできていない所や手つかずの所があり、完了届を出してもらえる段階ではありませんでした。1件だけは手直して籾の乾燥場をされていた所は出来次第の提出をお願いしました。全体的に井堰等の崩壊の場所●●●地区ですが、1町近い所が今年は作付けができないということで、1軒だけが川から発電機を使い水を引き5畝程田んぼを作るそうで、他は牧草を植えて急場をしのぐと言われていました。全体的には改良は見えず、益々耕作放棄地が増えると感じました。

川上委員

まず、●●●の●●●●●●●●●●の撤去状況の確認をしました。続いて、●●●方面の林道の圃場等も昨年の豪雨により被害を受けており、復旧ぶりを見学しました。努力の甲斐があり、今年も良いものが出来ていると感じました。圃場河川等についても県民局等の見回りもあり、予算関係なかなか進捗性がない面もありますが、部分的には完了している所もあると見受けられました。

三上委員

完了届未了の箇所について、農地パトロールの効果がありました。違反転用や廃棄物の不法投棄はありませんでした。太陽光の違反もありませんでした。被災地ですが、河川改修は進んでいましたが、水田畦畔などはそのままでした。

会 長

耕作放棄地が増えるのは水利関係の問題も十分あるのではないかと、担い手の不足等も感じると思いました。BがAになるということはずがないという状況のようです。

	<p>続いてその他ですが、事務局からお願いします。</p>
小川局長	<p>前回の総会において、平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更についての報告の2番、●●●●の案件についてですが、用途変更が残土置き場で恒久ということで報告しましたが、委員さんから地権者の方が農地復旧の意向があるということと言われたということで再調査しました。報告のあった建設課国土調査係を通じ再度確認したところ、農地として今後利用する意向はないとのことでしたのでご報告します。</p>
会 長	<p>続いてその他ですが、事務局からお願いします。</p>
竹村次長	<p>農地利用状況調査についてご連絡させていただきます。 (野帳等の説明)</p>
藤澤委員	<p>昨年の水害で砂が入って流れたところで、今後の農業をしないという意向の箇所は何にすればいいのですか。Bにしておけばよいのですか。それとも水害として記入しておけばよいのでしょうか。砂が堆積したままです。</p>
竹村次長	<p>外ということで備考欄に災害と記入して下さい。</p>
三上委員	<p>名義人死亡の場合はどうすればよいですか。</p>
竹村次長	<p>備考欄に記入願います。何か、他にありましたら事務局までお願いします。次に研修会のご案内をします。(10月1日研修会のご案内の説明)</p>
会 長	<p>他に何かありますか。</p>
藤井主幹	<p>次回の日程は9月13日(金)の午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。10月11日(金)、11月12日(火)も同じく9時30分からで、場所は南庁舎1階C会議室で開催します。</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。</p>
泉 委員	<p>農地の中途解約の件で教えて下さい。理由に水の管理が困難とあるのですが昨年豪雨で水路が崩壊したのか、借受人が水を管理するのが困難になったのか、どちらか教えて下さい。</p>

竹村次長	今まで5人で管理していたが、3人が出来なくなり2人では管理できないと言われていました。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら、谷岡代理が閉会の挨拶を行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)
(閉会時刻	午前11時10分)